

子宮頸がん(ヒトパピローマウイルス感染症) 予防ワクチン予防接種

1. 子宮頸がんとうイルスについて

子宮頸がんは、子宮頸部(子宮の入り口)にできるがんで、日本では年間約15,000人が発症しているとされ、女性特有のがんでは第2位であり、近年20代や30代の若年層で増加傾向にあります。子宮頸がんは、発がん性のヒトパピローマウイルス(以下HPV)というウイルスの持続的な感染が原因となって発症しますが、ウイルス自体はありふれたもので(型も複数あります)、性交経験がある女性であれば誰でも感染する可能性があり、HPVに感染してもほとんどの場合、ウイルスは自然に排除されてしまいます。しかし感染状態が続いた場合、数年から数十年かけて前がん病変を経て子宮頸がんを発症することがあります。ウイルスには複数の型がありますが、日本人子宮頸がん患者の約6割に16型、18型のウイルスが見られるとされています。

2. ワクチンの効果と副反応について

【ワクチンの種類】子宮頸がんワクチンは「サーバリックス(二価)」、「ガーダシル(四価)」、「シルガード9(九価)」のいずれかを選択の上、原則3回とも同じワクチンで接種を完了させてください。

ワクチン名	予防ウイルスの効果	備考
サーバリックス	16型 18型の感染予防	使用されるアジュバンド(免疫増強剤)に国内で初めて添付される成分があります。
ガーダシル	16型 18型 6型 11型の感染予防	6型、11型は主にイボ(良性腫瘍)の原因となるものです。
シルガード9	16型 18型 6型 11型 31型 33型 45型 52型 58型の感染予防	9種類の遺伝子型を標的としています。

※このワクチンは、既に感染しているHPVの排除や子宮頸がんを治療するものではありません。

定期的な子宮頸がん検診を受けることが、予防につながります。

【副反応】局所反応：疼痛、発赤、腫脹、痒みなど

全身性の反応：失神(転倒防止のため、接種時には付き添いの方が体を支える等の措置をとってください)、発熱、頭痛、疲労、胃腸症状など

重大な副反応：極めて稀ですが、ショック、アナフィラキシー様症状、ギラン・バレー症候群などがおこる可能性があります

3. 接種スケジュール

接種回数	標準的接種スケジュール
3回	◆サーバリックス 1回目を0月として、以降1か月後、6か月後の3回接種 (1回目接種 → 1回目接種から1か月後に2回目を接種 → 1回目接種から6か月後に3回目を接種) ◆ガーダシル 1回目を0月として、以降2か月後、6か月後の3回接種 (1回目接種 → 1回目接種から2か月後に2回目を接種 → 1回目接種から6か月後に3回目を接種) ◆シルガード9 1回目を0月として、以降2か月後、6か月後の3回接種 (1回目接種 → 1回目接種から2か月後に2回目を接種 → 1回目接種から6か月後に3回目を接種)

4. 予防接種を受けられない人

- ①明らかに発熱のある人
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③その日に受ける予防接種によって、または予防接種に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがある人
「アナフィラキシー」とは通常接種後約30分以内に起こるアレルギー反応のことです。
- ④その他、医師が不適当な状態と判断した場合

5. 医師に事前相談が必要な方

次のいずれかに該当する方は、接種前に医師にご相談ください。

- ①血小板が少ない方や出血しやすい方
- ②心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方
- ③過去に予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた方
- ④過去にけいれん(ひきつけ)をおこしたことがある方
- ⑤過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方、もしくは近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑥妊娠あるいは妊娠している可能性のある方(3回の接種期間中を含む)

6. 接種後の注意

- ①接種後に重いアレルギー症状、失神などがおこることがあるので、接種後はすぐに帰宅せず、少なくとも30分間は安静にしてください。
- ②接種後は、接種部位を清潔に保ちましょう。
- ③接種後丸1日は、過度な運動は控えましょう。
- ④接種当日の入浴は問題ありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- ⑤接種後1週間は体調に注意しましょう。また、接種後、強い痛みがある場合や痛みが長く続いている場合など、気になる症状があるときは医師にご相談ください。
- ⑥接種の途中で妊娠した場合、妊娠の可能性のある場合は医師とよく相談してください。

7. 予防接種による健康被害救済制度

- ①定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- ②健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
- ③ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の要因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
- ④予防接種法に基づく定期接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種(任意接種)として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等が異なります。

※給付申請の必要が生じた場合には、お住まいの市町の予防接種担当課へ御相談下さい。